

府中市空き家再生・活用補助金交付要綱

令和3年7月26日府中市告示第125号

改正

令和4年3月24日府中市告示第30号

令和7年3月31日府中市告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市空き家バンク設置要綱（令和2年府中市告示第186号）第2条に規定する空き家バンクに登録された物件を購入し、又は賃借した者が行う空き家の改修等（耐震補強工事を含む。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、府中市補助金交付規則（令和4年府中市規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 府中市空き家バンクに登録された物件をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 18歳以上の者
- (2) 空き家を購入し、又は賃借した者。または、その予定がある者
- (3) この補助金の対象とした空き家に、補助金の交付を受けた日から5年以上定住又は活用する意思のある者。
- (4) 市税の滞納がない者（同一世帯の者も含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める場合には補助対象者とする。

(補助対象の経費等事業)

3 第1項の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等の店舗を営業する者は補助対象者とししないものとする。

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が購入し、賃貸し又はその予定のある空き家における、生活するために必要な主

要構造部の改修等とする。ただし、補助対象者自ら施工する場合に要する資材等を、市内に本社、支社、支店若しくは営業所を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者（以下「市内業者」という。）から購入する場合においても、補助対象事業とみなすことができる。

2 補助対象事業は、第7条に規定する補助金交付決定を受けた日以後に実施し、かつ、交付決定を受けた日の属する会計年度の末日までに完了するものとする。

3 改修等の施工業者は、市内業者とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要した費用の2分の1とし、30万円を上限とする。この場合において、算定した額に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

2 この補助金は、補助対象者（同居人を含む。）及び補助対象の空き家がともに同一の場合は、1回限りの交付とする。

3 この補助金の交付は、同一物件に対して1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、府中市空き家再生・活用補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第2号）

(2) 本人であることが確認できる書類

(3) 改修等に要する費用に係る見積書の写し及び内容の詳細が分かる書類

(4) 改修等の予定箇所の写真

(5) 備品等が掲載されているカタログ等の写し

(6) 空き家の売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は賃貸借契約（売買契約）同意書（別記様式第3号）

(7) 個人情報確認同意書（別記様式第4号）

(8) 空き家の改修等に関する所有者等の承諾書の写し（別記様式第5号）

(9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、申請者から前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、府中市空き家再生・活用補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更又は廃止しようとするときは、府中市空き家再生・活用補

助金変更等承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（交付決定の変更）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の変更又は取消しを決定したときは、府中市空き家再生・活用補助金交付決定変更通知書（別記様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、府中市空き家再生・活用補助金実績報告書（別記様式第9号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した費用の内訳が確認できる書類及び領収証の写し
- (2) 施工箇所、平面図、写真等の補助対象事業の実施状況を確認できる書類
- (3) 入居又は活用したことを証明する書類（交付申請時に当該空き家に居住していなかった者に限る。）

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、府中市空き家再生・活用補助金確定通知書（別記様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定により補助金確定通知を受けた後、速やかに府中市空き家再生・活用補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 誓約書に記載された事項に違反があったとき。
- (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付する者としてふさわし

くないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、府中市空き家再生・活用補助金返還命令書（別記様式第12号）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消された者のうち、取消事由が第3条第1項第3号の要件の欠格であるものについて、返還を求める金額は別表のとおりとする。
- 4 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 5 市長は、第2項の規定により返還命令を受けた者（同一世帯の者も含む。）から再度第6条に規定する申請書の提出があったときは、受理しないことができるものとする（他の制度との調整）

第15条 国、県又は市の制度に基づく措置とこの要綱に基づく補助制度とが重複して適用される場合におけるこの要綱の適用については、市長が別に定める。
（帳簿等の整理）

第16条 交付決定者は、補助対象事業に係る証票類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。
（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年7月26日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の規定は、施行日以後に補助金の交付を受ける者について適用し、同日前にこの要綱による改正前の規定により補助金の交付を受けている者については、なお従前の例による

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第5条第1項の規定は、この告示の施行の日以後申請があったものについて適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

別表（第 14 条関係）

交付日からの経過年数	返還を求める金額
1 年未満	交付額の 100 %
1 年以上 2 年未満	交付額の 80 %
2 年以上 3 年未満	交付額の 60 %
3 年以上 4 年未満	交付額の 40 %
4 年以上 5 年未満	交付額の 20 %